

「空」という否定

小川一乗

一 龍樹の「空」

龍樹が主張する「空」という否定について、それは釈尊の「縁起」を否定的表現によつて説示したものであるといふ理解が一般的である。すなわち、仏教によつて明らかにされた真実について、それを有的に表現すれば「縁起」であり、無的に表現すれば「空」であるという理解である。

すなわち、龍樹以後に成立した中觀学派と唯識学派との教学に基づいて、不可説不可思議な真実としての無的な「空」とその真実が世間にはたらきでた教法などとしての有的な「縁起」とが、「縁起」即「空」という関係の上で、これまで多くの先学者によつて考察されている。

ところで、龍樹自身にとつては、「空」とは「縁起」とい

う」との单なる否定的表現であつたのであろうか。龍樹が「空」を主張した時代背景を考えるとき、「空」という否定にはより積極的な意義があつたと考えられるのである。かれの『根本中論偈』にある有名な一偈、

およそ「縁起」であるもの、それをわれわれは「空性」と説く。それは「因つての仮説」であり、それが「中道」である。(XXIV, 18°)

において、龍樹は、釈尊の「縁起」を「それをわれわれは「空性」と説く」と表明しているが、何故に「縁起」を「空性」と説かねばならなかつたのであろうか。

釈尊は、「縁起」を説くことによつて、当時のインド宗教において一般的であった我論を批判し「無我」を主張した。それは我(ātman)の実在を否定することによつて、実

体論的な輪廻転生説を否定したのである。実体論において人間の救済が不可能であることを明らかにしたのが釈尊の「縁起」であったからである。釈尊のこの「縁起」の仏教が、時代の経過の中で、龍樹の時代になると、その仏教内部において、当時のアビダルマ仏教が「法体」(法の自性)を主張し、釈尊が批判した実体論に陥っていることに対して、それは仏説に反することであると批判したのが、龍樹による「空」の主張であったといわなければならない。すなわち、「縁起」を説く仏教でしながら実体論に陥っているアビダルマ仏教に対して、お互に承認している「縁起」によって、かれらを批判することは混乱を招くので、その「縁起」を般若思想に基づいて「空」と言い換えたといふべきであろう。それぞれの時代の中にあって、釈尊は仏教外部の実体論に対して「縁起」を説き、龍樹は仏教内部の実体論に対し「空」を説いたと云うことであり、龍樹が「空」を主張したことの積極的な意義がそこに見いだされるのである。従って、龍樹にとっては、「空」とは、仏教の内部告発のために「縁起」を言い換えたものであつて、「縁起」の否定的表現を単に意図したものではないからこそ、『根本中論偈』において、

それ(空を虚無と考える実体論)に対してもわれわれ

は答へよう。汝は空のはたらき(空用)を知らないし、空そのもの(空性)も、また、空が意味を持つものとなること(空義)も知らないのである。(XXIV, 7^a)

と、空の三態を説き、空の上に有的な意味を与えていふといえよ。

II 二種の否定

具体的には、仏教内部の実体論(有自性論)を否定した「空」という否定について、その否定がどのようなものであるかを二種の否定によって明確にしたのが、龍樹の「空」の祖述者の一人であり、後代になつてスヴァーダントリカ中觀学派の祖師とされる清弁(Bhāvaviveka' 500-570 ca.)である。^② 「空」という否定の在り方を明確にするために、かれが導入した二種の否定とは、「單なる否定」(prasajyapratisedha, 「なしの否定」)と「何かを肯定するための否定」(pariyudāsa-pratisedha, 「にあらずの否定」)である。^③これら二種の否定については、周知されているだけでなく、本稿で紹介するジョンカバの『正理の海』において詳細に説明されているので、ここで説明する必要はないであろう。いまは、清弁が二種の否定を導入して、「空」という否定は

「單なる否定」でなければならないことを明確にした。^④ その点について、一言だけ言及するならば、いうまでもなく、「空」という否定は、「空性」という何らかの存在(真実在)を肯定するための否定、すなわち「何かを肯定するための否定」ではないということである。

例えば、「不生不滅の法性」ということについて、その意味が誤解され、生滅変化する縁起的存在の背景に生滅変化することのない真実在があり、それが「不生不滅の法性」であると考える場合があるが、「空」という否定が、ともすると、そのように真実在という「何かを肯定するための否定」と理解されてしまふ危険性に対して、清弁は二種の否定を導入してそのことを明確に区別し、「空」という否定が「單なる否定」であることを確認したのである。ちなみに、「不生不滅の法性」とは、龍樹にとっては「自性をもつて生じたり減したりしない」という事物(法)の在り方が真実である」という意味、または、「自性をもつて実在する事物は生じたり減したりしない」という真実という意味であり、従って、「不生不滅の実在」を承認するための語句ではなく、それを否定するための語句であることは明らかである。^⑤

III ツォンカパによる「二種の否定」に

ついての説明

次に、『根本中論偈』に対するツォンカパの注釈書『正理の海』において、「二種の否定」に対する詳説がなされているので、以下にそれを紹介するが、それに先立つて、『根本中論偈』のどのような事項に対する注釈の中で、ツォンカパは「二種の否定」を詳説しているのかを知る必要がある。従つて、まず、この「二種の否定」に関する『根本中論偈』の当該部分を要約して示しておく。

『根本中論偈』第一章第一偈において、

自よりにあらず、他よりにあらず、両方よりにあらず、
無因にあらず、事物は、何ものも、どこにも、生じた
ものは、決してあるのではない。

と説かれているが、この偈に関して、月称(Candrakirti, 7c)は、その注釈の中で、

「事物は、」自より生じたものでは決してない」と限
定されるとき、「他から生じたものである」という容
認しがたい結果に到るのではないか、と言わば、「そ
のような結果には」到らない。何となれば、「單なる
否定(なしの否定)」が語られようとしているが故に、

また、他より生じるか否かをよつとししているが故である。(Prasannapadā, p. 13, II. 4~6)

と説明し、やがて続いて、

Buddhapālita (仏護) 論師はいわれた。

諸事物は、自より生じない。自より生じるか否かは無意味であるが故に、また、無限遞及という過失になるが故である。何となれば、自体をもつて現に存在している事物には、更に、生じるための必要はないが故である。または、現に存在しているのに、しかも生じるならば、いかなるときにも生じないことはないことにあろう。

む。この点について、或る人(Bhāvaviveka)は論難する。

それ(仏護の論証)は道理ではない。証因と喻例とを述べていながら、また、対論者(Sāmkhya)によつて指摘された過失を排除していないが故である。また、帰謬が語られているが故に、議論されている事柄より反対となつて、反対の事柄としての所証(宗)とそれの法(因)とが顕われて、「諸事物は、他より生じたものである。生じることが有益であるが故に、また、「さらに」生じることが滅するが故

である」となつて、「なしの否定」を立場とする中観学派の」学説と矛盾する」とになつう。と。われわれはこれら「Bhāvavivekaからの」論難のすべてを道理にあわなくして見なすのである。(Prasannapadā, pp. 14, I. 1~15, I. 3)

以下といふ内容の中に指示されている否定の在り方である。Prasannapadāの、先の文章では、「なしの否定」が中觀学説における否定であることが、また、後の文章では、Bhāvavivekaによって仏護の論証では中觀学説と矛盾する「にあらずの否定」になつてしまつたという論難が、それぞれ指示されているのである。これらによつて指示されている二種の否定についてのツォンカバの説明を、次に紹介することにする。(底本は、『北京版西藏大藏經』所録を用いた。)

註

- ① この「縁起」と「空」との関係について、優れた考察をしている代表的な論文としては、長尾雅人「中觀哲学的根本的立場」(『中觀と唯識』岩波書店)がある。
- ② この点については、江島惠教著『中觀思想の展開』(春秋社)では二種の否定型について詳しく紹介し、その一八頁に「空性論証に二種否定の考證を導入したのは、現存するM K (『根本中論偈』) 中心の文献によるかぎり、やはり Bhāvaviveka が最初である。」と推定している。本稿で後に掲示

する「根本中論偈」に対するチャンカバの注釈書『正理の海』におこで、「1種の否定」は、Bhāvaviveka によふるかわれてこら。

涅槃、Bhāvaviveka による「1種の否定」の問題については、安井広済著『中觀思想の研究』(法藏館)によ論述

されてい。

- (3) 「1種の否定」は、「單なる否定」は、チマット訳では「なしの否定」(med par dgag pa) とある、「絶対否定」「非対立的否定」「命題の否定」などと意訳されてくる。また、「何かを肯定するための否定」は、チマット訳では「にあらずの否定」(ma yin par dgag pa) とある、「相対否定」「対立的否定」「名辞の否定」などと意訳されてくる。
- (4) 指著『空性思想の研究』(第一章 絶対否定の中道)(文栄堂)を参照されたい。
- (5) 指著『五如理論——中論の要諦——』(東本願寺)「第三章 龍樹の主張した「空」」(三) 不生不滅の法性」を参見されたい。

◇ 《1種の否定について》

—— ハ・オ・ン・カ・パ著『正理の海』(Prasannapadā に基づいた「根本中論偈」に対する釋註)の和訳——

〔それでは、1つの否定の基準はどうであるか、と言わば〕一般的に、否定は、心によって否定されるべき対象(所滅)が直接的に断たれるものとして了解されるべきであるから、『自分ではない』と断つ如くに事物における否定されるべき対象を断つだけが否定ではない。「法性」とか「勝義誦」の如くに、『否定の』語によって否定されるべき対象が直接的に断たれていなくても、しかも、その意味が心に表れるとき、戯論を断つ様相を有するものとして表れる諸々のものは否定である。

それについて、1つの中、「なしの否定」は、心によって否定されるべき対象が直接的に断たれることがあって、他の法を引くことだけでなく、或は、「他の法を」証明するものではない。例えば、「バラモンは酒を飲んで良いか悪いか」と尋ねたとき、「酒は飲まない」というのは酒を飲むことを断つだけであるが、それ(酒)以外の飲み物を飲むとも飲まないとも証明しないが如くである。『中觀心論』

清弁(Bhāvaviveka) によって「田よりにあらず」等の四つと/or 「なしの否定」として解釈されている。月称(Candrakīrti)によつておもた「自よりにあらず」というのは「なしの否定」と説かれ、他の三つの主張についても同じである。

Tarkajvālā』の中に、

「なしの否定」は事物の自体のみを否定するだけであつて、それと似たそれではない他の事物を証明せしめるのではない。例えば、「バラモンは酒を飲むべきではない」というそれのみが否定されるだけであつて、それより他の飲み物を飲むとも飲まないとも語られていない如くである。(TGS. 63a8～b1)

と説かれている如くである。

「にあらずの否定」は、心によつて否定されるべき対象が断たれることにより、他の法を引くものであり、或は、「他の法を」証明（肯定）するものである。例えば、或る人を庶民（低いカーストの人）として指示したいとき、「かれはバラモンではない」というのは、バラモンであることが否定されただけではなく、バラモンより以外の者で、かれ（バラモン）より聞「・思・修」などが劣つてゐる庶民であることを証明している如くである。Tarkajvālā の中に、

「にあらずの否定」は事物の自体を否定することによつてそれに似たそれより他の事物の自体を肯定するのである。例えば、「バラモンではない」という否定によつて、バラモンに似ていて、かれ（バラモン）よ

り他の者である非バラモンであつて、苦行や聞などが劣つてゐる庶民を肯定してゐるが如くである。(TGS. 63a6～8)

と説かれている。

他の法を引くことについて、直接と間接と状況とによって三つの引き出し方がある。第一（直接）は、「無我はある」という如くである。すなわち、否定されるべき対象（我）が断たれることと、他の法（無我）を引くこととの両方ともが一語によつて証明される。第二（間接）は、「肥えているヤジュニヤダッタは昼に食べない」という如くである。「すなわち、肥えているのであるから夜にたくさん食べるということを」意味的に説示している。この二つは、直接と間接とにおける引き出し方のそれぞれであるが、両方ともを備えているのは、「肥えているヤジュニヤダッタは昼に食べないで、痩せないでいる」という如くである。

第三（状況）は、その人がクシヤトリヤかバラモンかのどちらかであると決まつていて、区別が決まつていないとき、「かれはバラモンではない」という如くである。すなわち、自らの言葉によつて「かれがクシヤトリヤであることは」示されていないのである。他の法を引く仕方は、三つとして決定されているから、それらは「にあらずの否定」であ

り、この二つのいづれをも引かないとき、それ以外は「なしの否定」である。〔『般若灯論釈』の中ノ〕*Avalokitavatara*

によって引かれてゐる中に、『否定が意味的に説示されるものと、一語によつて証明せしめるものと、そのように自らの言葉によつて示されないものとは、「にあらず」「の否定」であり、それ以外は他（なしの否定）である。』といわれてゐる。従つて、言葉の所説と心の対象として、他の法が間接的に引かれるときも「なしの否定」ではな

引かれる他の法ではないからである。

（以上は、『入中論』に対するツッンカペの注釈『意趣善明』の中に類似した所説がある。拙著『空性思想の研究』三七一～三七二頁参照。）

り、この二つのいづれをも引かないとき、それ以外は「なしの否定」である。〔『般若灯論釈』の中ノ〕*Avalokitavatara*

によって引かれてゐる中に、『否定が意味的に説示されるものと、一語によつて証明せしめるものと、そのように

自らの言葉によつて示されないものとは、「にあらず」「の否定」であり、それ以外は他（なしの否定）である。』といわれてゐる。従つて、言葉の所説と心の対象として、他の法が間接的に引かれるときも「なしの否定」ではない。

或る人が、基体（主語）が「空性や涅槃などの否定と一緒にならずに」肯定と一緒になつたとき、「なしの否定」ではない、と語るのは不合理である。何となれば、バラモン

は肯定であることによつて、「バラモンは酒を飲まない」という否定されるべき事柄を断つのみであることは否定されないからである。例えば、現前に有る声によつて、隠れたものである「声は無常である」ということは否定されないが如くである。

或る人が、基体（主語）と「何かが」一緒にになつたとき、他の法を引くというのも不合理である。何となれば、「バラモンは酒を飲まない」という場合の「バラモン」という例は、他の法を引くか引かないかの基体（主語）であるが、

第一【それら二つのいづれが証拠の所証であるかを考える】に【がある

(1) 「なしの否定」が所証であると説示する
——TGS. 167a2～168b5——

(2) 「なしの否定」が所証であると説示する
それに対する反論を断つ

(1) 「なしの否定」が所証であると説示する
——TGS. 167a2～168b5——

対論者の称える証因にも所証はあると、ことと四辺の生とが、過失に陥ることによつて論破されることからして、不生は証明されると *Prasannapadā* の中に述べられている。また、『入中論釈』の中にも、「この四つの主張が順次に語られて、道理をもつて証明せんがために、いわく。」(CMA. p. 81, II. 17～19) と説かれ、四つの主張が「なしの否定」として主張されているから、自性を否定するすべての場合に、「なしの否定」が証因の所証とされる。従つて、*Prasannapadā* の中に、「諸々の推量は対論者の主

張を否定するだけの成果を持つものであるが故に。」(Skt. p. 34, l. 5) と説かれているのも、自性の存在を断つことだけが論証式によつて証明されるが、それより他のものである他法を証明しないという意味であるから、自性の存在を否定するけれども、「それが同時に自性の」存在しないことを証明していないというのではない。このような諸々の種類は、自性の存在しないことを示す教証とそれを決定する心とによつて、自性を断つことだけが説かれ、対象とされるが、他法を引かないというのが「なしの否定」として示されている意味である。すなわち、『四百論釈』の中には、

自性を増益する分別によつて有情は束縛されていると見て、それを除くために、諸々の如来と菩薩たちは、縁起と相異せずに諸々の事物に自性の存在しないことだけを示されたのである。そのようであるとき、それが要約すれば仏の教えの意味であると、かの軌範師(Nagarjuna)の論書によつて述べられていく。(PTP. Vol. 98, No. 5266, 272 a3~6 に相当)

と。また、Prasannapadāの中にも、「この世間において語られるすべては、事物として存在せず、何らのものも存在しない」と。すなわち、

作用などがはたらくことによつて、「なしの否定」を語ろうとするために、事物として存在しないという意味は自性として存在しないという意味である。(相当箇所不明)

と説かれている如くである。自性の存在しないことだけが示されるという「だけ」「という語」によつて、自性を断つだけではないという言葉の内容を引くことを断つが、自性の存在しないことを示すことがどうして断たれようか。同じく、道理によつて自性の存在する点を否定することだけがなされるということによりても、自性を否定しただけであることにより、他なるものとしての法を証明することを断つが、しかも、自性を否定したことだけを証明するのは決して断たれないことによつて、「なしの否定」として示す意味である。

さらにまた、第三のものを除いた直接的な矛盾を示すものがないときは、存在と非存在、一と多、などのどれが主張されているか、という二極論として決め付けた観察をおこなうことによる否定はないが、「それに対しても、否定が」あるとき、直接的な矛盾である一方が否定されることは、もう一方を証明することがないときないのである。すなわち、『中觀明』の中に、

相互に排除しあつて存在することを特徴とする諸法は、一方を否定して他方を証明しないならば、「その法は」存在しないが故に、一つのどちらでもない「第三の」ものとして考える」とも道理ではない。(PTP. Vol. 101. 209b3~4)

い。また、

或るもののが断たれ何かが識別されないとき存在しないというそれら一つは、相互に排除しあつて存在することを特徴としているのである。およそ相互に排除しあつて存在することを特徴としているそれは、あらゆる場合に遍充するものである。およそあらゆる場合に遍充するそれは、他のもの(第三のもの)を除くものである。例えは、有身と非有身などの区別の如くである。(Ibid. 242b1~3)

と説かれている如くである。(以上については、拙著『空性思想の研究』三九五~六頁参照。)

一つの否定の定義と自性を否定する証因とにによって所詮は「なしの否定」であることと、直接的な矛盾である一方が断たれるとき他方が識別され、一方が否定されるとき他方が証明されるべきことについて、プラーサンギカ中觀派とスヴァーダントリカ中觀派とに差別があるのではない。

自性の存在が証権(量)によつて断たれるとき、否定されるべき対象を断つそれは証権によつて決定していると識別すべきであると説かれている。すなわち、『中辺分別論』の中に「識別と証得」(IV, 9° c)と説かれている如くである。従つて、芽は自性として存在しないといふことが所詮であるが、しかし、「芽として」識別されたものが所詮ではない。識別されるすべては肯定されると主張するのは、識別の意味を知らずに語っているのである。すなわち、「そのものはこの法ではない」「そいにはこの法は存在しない」と識別する必要性はすべての所知に対してあるが故に、また、心によつて否定されるべき対象が断たれて決定されるべき必要性が否定されるが故である。

「或る者が」無自性が存在するときは、言説の証権によつて有自性を否定することはできないから、無自性もまた成立しないが故に、「有自性が」道理想智によつて量られることになり、「それと反対に」それ(無自性)が存在しないときは、一つの否定によつて正しいものが示されるから諸事物は有自性となる。『廻諭論』の中に、

もし無自性によつて、人あつて無自性を廻遡するならば、無自性が廻遡されるとき、自性性としてよく成立しよ。 (26°)

と明らかに説かれている。道理智によつて自性が向こう側に断たれるだけであるが、無自性は対象とされていないから証因によつてもそれは証明されない、と語るならば、

教証によつても自性と我とが向こう側に断たれるだけであるが、無自性と無我とは語られるべきものとならないと語らざるを得ないから、勝義を示す一切は、了義の聖經と中觀の論書によつて、所說としての縁起なる、辺を離れた空性が説示されているといふことも、語られるべきではない。そのようであるとき、芽が諦有（真実としての存在）であることと、諦無（真実として存在しないもの）が諦成（真実として成立しているもの）であることとの両方ともを否定することはできるが、諦として存在することと存在しないこととの両方ともを否定することはできない。勝義として存在することと存在しないこともそれと同じである。

(2) それに対する反論を断つ

- (a) 無自性が道理智によつて存在として成立するといふ反論を断つ
- (b) 無自性が道理智によつて成立するとき、諦として成立するといふ反論を断つ

(a) 反論を断つ——TGS. 168b6～170a7——

次のように「対論者は考へて」、自性をもつて存在しないその芽は存在すると、道理智（空性を観察する智）によつて成立する必要がある。何となれば、他の証權（量）によつてそれは成立しないが故に、また、道理智によつて無自性が成立するが故である。道理智によつて存在すると考えるときは、真実として存在するかしないかと存在であるかないかを伺察して尋求した、いずれか一つの事柄が得られるから諦有である。その如くあるとき、否定されるべき対象（所滅）である諦を否定するすべての道理にして、所滅として空であるといふことは、諦（真実）についても同様であるから、所滅もまた否定できないことになる、と言わば、

それについて、道理智によつて、自性として成立するものは存在しないというように把握することだけ以外の、無自性は存在する等のいかなるものも把握しないから、「なしの否定」こそが量られるべきであると主張するのである。もし無自性が存在する等として把握するとき、他法が道理智の対象として引かれることによつて、「にあらずの否定」

が所証と所量となろう。従つて、道理智の直接のはたらきによつては、無自性は存在として成立しない。

しかるに、もし無自性は存在すると間接的に了解されるので、それはまた道理智によつて成立されるべきである、「芽は無自性である」、その語によつても、無自性が存在するそのことは間接的に説示される必要がある。何となれば、その語に従つた心によつてそれは存在すると間接的に了解されるが故である。それ故に、所減を否定するだけでない他法が間接的に引かれるのも「にあらずの否定」であるから、「なしの否定」であることが侵害される。

さらにまた、「肥えた人は昼に食べない」というのは、肥えていることは食物を食べる事が原因として成立しているので、食べる時は昼と夜との二回に決められ、昼に食べるなどを断つことが直接的にあり、間接的に夜に食べるそのことが、この語句の間接的な説示であり、その心の間接的な対象であるが、しかし、それと同様な直接的な力は、「芽は無自性である」という語句と心には見られないから、間接的に了解される理由もない。そのようであるときも、中間に他の証権(量)を挟む必要はなく、道理智の力によりて「無自性は存在しない」と把握する損減と把握の仕方

という直接的に反対である心の生じることは可能である。その同じことによつてそれは断たれるから、道理智によりて損減は断たれるけれども、その道理智によつて「直接的に」断たれたのではない。それを例えで言えば、「声は無常である」ということを証明する三つの仕方(因の三相)が決定されている証権が生じているとき、中間に他の証権を挿む必要はなく、それの力によりて、「声は常住である」と把握する増益と把握の仕方という直接的に反対である心の生じることは可能であるが、しかし、「声は無常である」という前の証権の間接的に成立すること、または、「声は常住である」と把握する増益が前の証権によつて「直接的に」断たれていないこと、の如くである。従つて、*Priamā-navarāttika* の中に、

声は作られたものであり、そのようなすべては無常であると、説かれているが、意味としてそれは滅の認識となろう。(TGS. 239b4～5)

と。「意味として」、すなわち、力によつて、と述べられてゐるが、間接的に了解することではないのに等しい。(滅の認識は、作られたもの、無常といふ意味の「力によつて」了解されるのであって、作られたもの、無常といふことの間接的な了解ではない、という意味である。)

もし人あって、無自性が存在するという事柄は、証権（量）によって認識されているものであり、それはまた、道理智によって成立するから、存在するという意味は、その「道理智」によって成立しているのであり、三つの仕方（因の三相）は所証の事柄でないから「先の偈文の場合と」等しくない、と言わば、それについて、言説として自証知（自己認識）を承認する中観者によつては、無自性が証権によって認識され、それを認識することが、領受する自己認識によって間接的に成立することを認めるけれども、しかし、自己認識は言説的な証権として認められるから、道理智によって成立するのではない。

Candrakirti の主張によつても、存在するその事柄は道理智によって成立しない。何となれば、道理智によつては、真実として存在するか存在しないか、或は、真実であるか真実でないかという伺察のいずれか一つを得ることによつて、それ（道理智）によって存在として得るとき、論成となるからである。自己認識によって間接的に成立することも認められない。それではどのようにして成立するのか、と言わば、ここでは、証権（量）の定義は不虚欺であるといふことであることは、世間において立てられている通りに認めることにおいて、世間において改めて虚欺と不虚欺

とを区別せずに、一般的に不虚欺であることにおいて証権として立てられているから、無分別の直接知覚（現量）によって引かれる第二刹那以下の知識もまた証権として認められると考えられる。それ故に、分別の証権（推量）においても直接知覚があり、第一刹那の知識の対象は、現前するものとして立てられることによつて、現前するものとして不虚欺であるからである。

無自性という特徴として成立することにより、存在するか存在しないかという事柄としても、いかなる言説においても、伺察されることはないから、証因によつて成立するのではない。証因に關係なく、無自性は存在しないと見える損減を断つこともできるから、無自性が存在することは現前するのである。それ（無自性）が存在することとは現前であることによつて、無自性は隠れたものであつても、それは「道理智としての」証権によつて成立することにおいて、無自性が存在することは現前である。例えば、一刹那是隠れたものであることによつて、声と青色が現前であつても、それら両者の一刹那是隠れたものであるが如くである。

従つて、存在すると理解する言説的な知識もまた、現前において不虚欺であるから直接知覚（現量）である。これによつて、芽などは無自性であると道理智によつて了解す

るが、芽の顕われは無自性のままに顕われたものとしてそれ（言説的な知識）によって成立することも知るべきである。

(b) 無自性が道理智によつて成立するとき、諦として成立するという反論を断つ——TGS. 170a7～172a6——

ここに、芽などは無自性であるといふそのことが道理智によつて成立するとき、究極を伺察する道理によつて堪えられるものとなると見なして、或る人は、諦として事物が存在しないことは諦として成立する（諦成）と語り、他の人々は、道理智と推量というものを各々に分けずに、前のものには対象はなく、後のものには対象があると語る。

それら両者とも不合理である。このように芽などが諦として存在するか存在しないかを伺察するのは、先に俱生によつて（生まれながらに）諦として存在すると執着する在り方を述べた如くに存在するか存在しないかを伺察するのであるが、しかし、究極を伺察する道理によつて堪えられるものとして存在するか存在しないかを、また、道理智によつて成立するか成立しないかを伺察するのではないから、道理智によつて成立するものだけが承認されるのであり、諦成のものが承認されると語る意味ではない。

もし諦という事柄が承認されなくても道理智によつて成立するならば、究極を伺察する道理によつて堪えられるものとして成立すべきである。何となれば、道理智によつての伺察に堪えられないとき、それ（究極を伺察する道理）によって成立することは矛盾であるからである。「と言わば」、道理智によつての伺察に堪えられるものとして「或る事柄が」存在するとき、諦となると考えるならば、それはまた、道理智によつての伺察に堪えられることとそれによつて成立することとの両者は同じ事柄と認められるから、道理智によつて成立することは諦としての事柄として認められることになることによつて、どれ程のことにより諦成となるかの範囲が了解されないから、それについては、先に述べたように、諦執の基準を説示することによつて、不合理であることは了解しやすい。先に芽などが諦として存在するか存在しないかを追求した後に、諦無（諦として存在しないもの）が道理智によつて得られたから、さらに、諦無は諦として存在するか存在しないかを追求するとき、諦無が得られなくても、それは得られないことにはならない。先に芽などが究極を伺察する道理によつて伺察に堪えられるものとして存在するか存在しないかを追求したときも、伺察に堪えられるものが得られないことにおいて、さらに、

伺察に堪えられるものとして存在しない。それこそが、伺察に堪えられるものとして存在するか存在しないかを追求するときも、それは得られないから、道理智によつて得られるもの（空性）と、それ（道理智）によつて伺察に堪えられるもの（実際には存在しないが、「諦成」）との両者は等しくない。従つて、どれ程のものとして成立するならば諦成となる、という境目を了解することについて、所証と所量「としての空性」は「なしの否定」であると説示して、疑いを取り除くべきである。道理智によつて無自性は存在として成立すると考えることを取り除かない限り、所量は「なし」の否定」であることを証明できないのである。『般若灯論』の中に、

四辺の生はないという主張は、「なしの否定」であるとなさずに、「にあらずの否定」であるとなすとき、『般若經』の中に「色の生はない」ということを行づるとき、般若波羅蜜多を行づることにならない。」と説かれていることと矛盾する。(TGS. 58a 5～7 に相当) と説かれている。『般若波羅蜜多輯攝偈』の中に、「この蘊は空であると分別するときも、菩薩は相（存在の形相）を行じ、不生に住していることを信じない。」(TGS. No. 735, 2a7)といわれ、また、そのような「表現」は外にも多く

くある。それらすべては、道理智によつて無我と本性空性とを捉るのは、否定されるべき対象（所滅）の戯論を断つだけを捉えることではなく、それより他のものとして無我は存在する等の他法を引くと捉えるのであるならば、諦執の「相」を行じてゐるのであって、般若波羅蜜多の事柄を學習してゐるのではない、と説いてゐるのである。

否定されるべき対象としての戯論は「なしの否定」だけであると捉えるならば、般若波羅蜜多を行じてゐるのであり、「相」を行じてゐのではなくことを意図して、「それら五蘊はまた本性空性である」と、相を正しく見る」といわれ、また、『入中論』の中にも、「我と我所とは空であると見て、かの修行者は解脱するのである。」(VI, 165° c～d)といわれてゐる等、空と無我と見るべきであるとも多く説かれていることは、矛盾しないとそのように知るべきである。そうでなければ、「相を行じ、不生に住していることを信じない」と説かれているのも、不生を行じるとき、般若波羅蜜多を行じることにならないと説かれていることになるから相互に矛盾することになる。

1]つの否定という点より、戯論を断つこの仕方が分けられず、空であるか空でないか、我は存在するか存在しないか等のいづれとしても捉えずに説かれている或る經典に

迷わされて、無我の見を護ることの大好きな障害となつてゐる多くの者が見られる。

さらにまた、『世間品』の中に、

これは存在しているものを否定するのである。存在していらないものを把握するのではない。例えば、黒でないと語るとき、白であると言つてゐるのではないが

如くである。(出典未詳)

と説かれてゐるから、否定されるべき対象が否定されただけであつて、それを否定したことが証因の所証となるのは不合理である、と考えるとき、それは、『般若灯論』の中にも、「自性が存在することを否定しているだけであつて、事物は存在しないものであるとは語つていない」ということの証明として引かれ、「Avalokitavrata の」復註によつても、「なしの否定」であることとの証明として解釈されてゐる。〔この偈の〕喻説によつても知られる。すなわち、「これは黒ではない」と言うとき、黒が否定されただけであつて、それより他の白であると言つてゐるのではないと説かれていることにより、白であると言つうことが否定されていて、黒が否定されただけであるそのことが言われていないと否定することが、どうしてあらうか。同じように、無自性であるそれが「自性として」存在することを否定す

るだけであつて、それより他のものである無自性は存在するものであると把握するのではないと述べるべきであるから、自性が存在することを否定しただけのそれが、その言葉によつて語られず、その心によつて対象とされず、証因によつて証明されないと示してゐるのではない。

事物は存在しないものであるとは語つてゐるのではない。

Tarkajvālā の中に、「地などは、勝義として、〔四〕大種

の本質ではないということだけにつきるが、他の自体や事物ではないものの本質であるとは証明されない。」と説かれてゐるようによつて、自性を断つだけでなく、無自性の本質として在るものも証明しないという意味である。すなわち、その同じ「Tarkajvālā の」中に、「存在するものが否定されたことによつて、証明という手段によつて存在しないものの本質が証明されるとはなさないが、一辺（極論）を排除した道を示めそつとしているのである」と述べている。同じように、(以下は、拙著『空性思想の研究Ⅱ』三七二頁参照)、Prasannapadā の中にも、

われわれは、それは存在しないとか、存在するとか、と証明しないが、他者（対論者）によつて、存在すると仮説されたものや、存在しないと仮説されたものを否定するのである。すなわち、二辺を排除して中道を

証明しようとしているが故である。(Skt. p. 393, II. 10
～13 に相当)

と説かれているのも、対論者によつて承認されている「存在する」という極論」(実在論)と「存在しない」という極論」(虚無論)との二つを排除するだけであつて、それ以外の他のものを証明するのではないという意味である。しかし、二辺が否定されたことだけが証明されているのではない。

實に、一辺を除いて、中道を証明すると説かれているからである。

(紙数制限により訳註を省略したので、和訳の中で指示しているように、この内容については、拙著『空性思想の研究 II』の拙訳と一致するもの、類似するものが多くあるから、それを参照されたい。和訳に当たつては、本学の専任講師白館戒雲氏の協力をえたことに謝意を表する次第である。)

(本学教授 仏教学)